

中川事務所新聞

第94号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

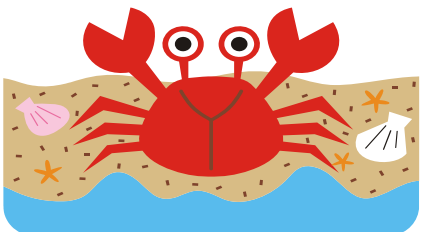
トピックス

【暑中お見舞い申し上げます】

昨年の猛暑に比べれば今年の夏はややマシなようです。あと1ヶ月ほど暑さのピークが続くので、お互い体調には注意しながら頑張りましょう。

【自動車保険の保障内容を理解していますか？】

先日、当社の社員が交通事故に遭い、自動車保険について改めて考えさせられることがありました。ポイントは二つ。一つ目は保険料の安さを最優先するあまり、保険でカバーすること



ができない部分があることを納得しているか。二つ目は、事故報告の仕方が違うだけで保険金が出る出ないの問題になることを知っているか。

私どもでは保険代理店を兼業しているので、上記の細かい点は当然分かっているのですが、一般の人がどれほど理解しているかは大いに疑問です。保険がいざというときに保険の働きをしないという笑い話にならないように気をつけましょう。

【無料相談会のお知らせ】

行政書士会姫路支部では、毎月下記の場所で市民法務・会社法務に関する無料相談会を行っています。今月は私も当番としてすべての窓口に座っています。お知り合いで何かお困りの方が

いらっしゃればどうぞ一声かけてあげて下さい。

9(火) 13時～15時

姫路商工会議所1F

16(火) 13時半～16時半

兵庫県姫路総合庁舎2F

22(月) 13時半～16時半

姫路市役所1F

【8月の事務予定】

- ・8月決算法人期末実地棚卸
- ・5月決算建設業決算変更届
- ・6月決算法人確定申告&納税
- ・12月決算法人中間申告&納税
- ・夏休み
- ・熱中症対策



知ってお得！？法律雑学

Q. 交通事故時に使われる「過失相殺」とは何ですか？

A. 相手と自分がどの程度悪いのかという割合です。例えば相手が8、自分が2という割合が決まると、お互い8：2で損害を賠償することになります。これが問題になるのは、多くの場合自分の車の修理をどうするのかという場面です。

例えば自分の車に100万円

の修理費がかかる場合、8：2の過失相殺では20万円は自分の負担で修理しなければなりません（80万円は相手の対物保険）。通常はこの20万円を自分の車両保険でカバーするのですが、車両保険に入っていない場合は現金で20万円を用意しなければ自分の車は元に戻りません。

保険に入るとき、何故か自

分には一切過失がないことを想定して入る人が多いのですが、実際の事故でそのようなことは極めて稀です。保険はいざというときの備えであることを忘れないようにしましょう。



経営談義

【見え難いが重要な経営の強みとは】

私は職業柄、「どんな商売が儲かるか」とよく聞かれ、その度に「どんな商売ではなく、どう経営するかが重要だ」と答えています。商売の種類が問題ならば、斜陽産業と呼ばれる商売は全滅になっているはずですが、実際はそうっていないのは皆さんご存知のとおりです。

ここ数年来、どう経営するか「どう」の部分で差が出るが多くなってきている



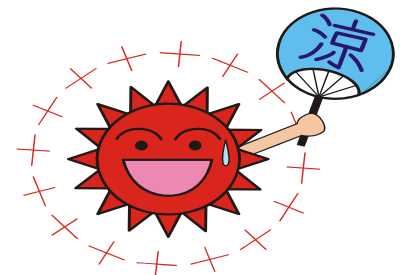
のですが、例えば今回の東北大震災のようなとんでもない事態に遭遇したときには、さらにその差が大きくなります。

3月以降、様々な業種で様々な影響を受け、その影響が数値的にどのようであったのかがそろそろ決算として出始めてきました。大方の予想ではそれは酷い決算状況であろうと思いきや、この状況で前年より利益を伸ばしたところが少なからず存在します。(ちなみに前月私が関わった決算ではその割合は100%でした)

黒字になったのはその会社が持つ強みが発揮されたからですが、肝心の強みとは何だったのでしょうか？私の見立てでは二点あり、「蓄積された

経験」と「借入金に対する向き合い方」でした。特に前者については、昨今「効率化」の名の元に失われつつある人と人とのアナログ的な付き合いが、緊急時にプラスに作用し、結果的に会社に黒字をもたらしました。重要なのは結果的にということですが。

後者については今回は触れませんが、いずれにしても経営者の姿勢というものは、経営を左右する最も大切な要素であることが再確認されました。



先日、生まれて初めて沖縄に行ってきた。文句なしに最高の場所でした。もはや海外の海に出かけようという気はなくなりまして。ただ、ウェットスーツで船酔い状態という情けないことになったので、今度は素潜りで青の洞窟に挑戦したいと思います。

七月中旬に来た電気の検針票では、節電の努力も虚しく、エアコン使用量が前年の40%増でした。世間向けには恥ずかしいことですが、それだけ六月下旬が暑かったということでしょうか。

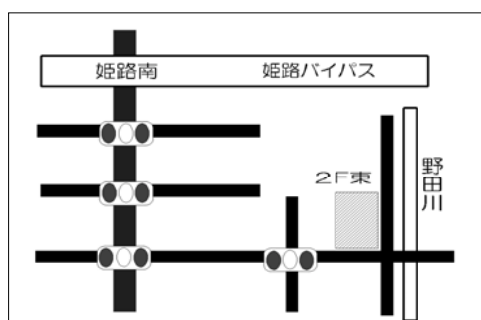
あじわ

ワンストップ「経営・生活」サポーター 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・ 戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・ マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp